

厚生委員会会議録

平成25年3月8日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 11:42

【 案 件 】

1. 議案第 2 号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
2. 議案第 3 号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第 4 号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
4. 議案第 9 号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
5. 議案第10号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計予算
6. 議案第11号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
7. 議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算
8. 議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算
9. 議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
10. 議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
11. 議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例
12. 議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
13. 議案第35号 飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例
14. 議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市子育て支援センターの委託先の決定について (保育課)
2. 権限移譲に係る社会福祉法人の事務について
(介護保険課、高齢者支援課、社会・障がい者福祉課、保育課)
3. 市民後見人養成事業について (高齢者支援課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第2号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第2号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の29ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億4336万9千円と定めるものでございます。

今回の補正は、基礎年金拠出金に係る公的負担率の変更及び先の委員会で報告いたしました損害賠償の和解に伴う補正を行っております。

34ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費につきましては、負担率変更に伴う職員共済組合負担金が125万5千円の増額になっております。同款、同項、3目 医療費適正化特別対策事業費につきましては、弁護士謝礼金42万9千円を計上いたしております。

続きまして歳入についてご説明いたします。32ページをお願いします。第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金、および同款第2項 国庫補助金、第1目 財政調整交付金につきましては、33ページでございます第11款 諸収入、第3項 雑入、第1目 一般被保険者第三者納付金が増額になったことにより、その関連で減額するものでございます。第6款 県支出金、第2項 県補助金、第1目 財政調整交付金につきましても、同様の理由から減額補正を行うものでございます。第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金につきましては、歳出の職員共済組合負担金の増額に関連して増額補正を行っております。第11款 諸収入、第3項 雑入につきましては、和解によります908万5千円を増額補正いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第2号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第3号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第3号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の35ページをお願いします。第1条、第1項で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ120万2千円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億1823万5千円にしようとするものです。

今回の補正は、職員共済組合負担金について、基礎年金拠出金に係る公的負担率に変更されたことから職員給与費について補正を行うものです。補正の内容につきましては、保険事業勘定の歳出から事項別明細書により主なものについて説明いたします。

補正予算書の40ページをお願いします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の71万4千円の増は介護保険事業の執行に必要な職員の職員共済組合負担金の増によるものです。同款、3項 介護認定審査会費、2目 認定調査等費の13万5千円の増は同じく認定事務に係る職員の職員共済組合負担金の増によるものです。3款 地域支援事業費、1項 事業管理費 1目 事業管理費の35万3千円の増は同じく地域支援事業に係る職員の職員共済組合負担金の増によるものです。これに合わせて、39ページの一般会計繰入金 事務費等繰入金、120万2千円を増額補正しております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第3号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第4号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の41ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ24万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億1337万円とするものでございます。今回の補正は、基礎年金拠出金に係る公的負担率の変更によるものでございます。

44ページをお願いします。歳出の第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費につきましては、負担率変更に伴う職員共済組合負担金が24万7千円の増額となっております。歳入の第3款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第1目 事務費繰入金につきましては、歳出の総務費の24万7千円の増額分と同額を繰入れるものでございます。

以上簡単ですが、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第4号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第9号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明をいたします。

253ページをお願いします。第1条で歳入歳出予算の総額を151億8959万7千円と定めるものでございます。昨年度と比較いたしますと、3億3899万7千円、2.28%の増となっております。今回の予算編成につきましては、先だっの税率改正の決算見込みをベースにした予算編成となっております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。

予算書の266ページをお願いいたします。第1款、第1項 総務管理費につきましては、職員23人分の人件費等の経常的な事務費を計上いたしております。

268ページをお願いします。第2款、第1項 療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費の経費を計上いたしておりますが、一人当たり医療費が増加していることから、前年度と比較しまして1目 一般被保険者療養給付費で1億3605万7千円、2目 退職被保険者等療養給付費で5711万5千円の増額の予算計上をいたしております。第2項 高額療養費、第3項 出産育児諸費、第4項 葬祭諸費につきましては、昨年の実績をもとにそれぞれ所要額を計上いたしております。

270ページをお願いします。第3款、第1項 後期高齢者支援金につきましては、過去の納付実績に基づき推計して予算を計上いたしております。

271ページをお願いします。第6款、第1項 介護納付金につきましては、介護保険2号被保険者に係る介護給付費納付金で、過去の納付実績に基づき予算を計上いたしております。本年度は、前年度と比較して1467万8千円の増加となっております。

同ページ下から272ページになりますが、第7款、第1項 共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に関する給付の発生による国保財政への影響を緩和するため80万円を超える医療費について交付金を交付する高額医療費共同事業および市町村の保険料の平準化、財政安定化を図るため30万円を超える医療費について交付金を交付する保険財政共同安定化事業に拠出するもので、国民健康保険団体連合会が示す算出基準に基づき予算額を計上いたしております。第8款、第1項 特定健康診査等事業費につきましては、特定健診および保健指導に係る経費を計上いたしております。

25年度から特定健診等事業は、第2期計画に入ることになります。計画期間は、第1期と同様5年となっております。初年度の25年度は、健診受診率50%、保健指導実施率60%を目標といたしております。

273ページをお願いします。第2項 保健事業費につきましては、75歳未満の方を対象としたはり、きゅう施術費給付金を計上いたしております。

次に、歳入について、ご説明をいたします。260ページをお願いいたします。第1款、第1項 国民健康保険税につきましては、税率の改正により、前年度に比べまして、総額で3億9005万1千円の増加となっております。

262ページをお願いします。第3款、第1項 国庫負担金につきましては、保険給付費等負担金が、一般被保険者に対する保険給付費分・後期高齢者支援金分・前期高齢者納付金分・老人保健拠出金分・介護納付金分に係る国の負担率32%、高額医療費共同事業負担金が、負担率4分の1、特定健康診査等負担金が、負担率3分の1で計上いたしております。第2項 国庫補助金につきましては、財政調整交付金としまして、市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金並びに精神・結核等の医療費に関する特別調整交付金を計上いたしております。前年度と比較しますと5億3502万9千円の減少となっておりますが、財源調整分の減少によるものでございます。第4款、第1項 療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費等から退職被保険者分の国保税を除いた分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。25年度は退職被保険者の保険給付費等の増加により交付金も増加する見込みでございます。第5款、第1項 前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者に係る保険給付費等に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、国の示す交付基準に基づき算出したしております。前年度と比較いたしますと3699万2千円の増額となっております。

263ページをお願いします。第6款、第1項 県負担金につきましては、高額医療費共同事業金が、県の負担率4分の1、特定健康診査等負担金が、負担率3分の1で計上いたしております。第2項 県補助金につきましては、定率交付金を交付率7.8%および財政健全化交付金を計上いたしております。第7款、第1項 共同事業交付金につきましては、国民健康保

険団体連合会が示す算出基準に基づき予算額を計上いたしております。

264ページをお願いします。第9款、第1項 一般会計繰入金につきましては、約1億7000万円の増加となっております。この主な理由につきましては、税率改正したことによる保険基盤安定事業繰入金の増と地方単独事業による療養給付費等国庫負担金減額分の繰入金を50%から100%にしたことによるものでございます。

なお、25年度は、税率改正の影響で約8200万円の黒字の見込みとなっており、普通調整交付金で財源調整をいたしております。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第9号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第10号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の279ページをお願いします。本予算は、第5期介護保険事業計画、平成24年度から平成26年度の間年度の予算となります。

保険事業勘定から説明します。予算書283ページの歳入歳出予算事項別明細書、1総括の下段、歳出の表をお願いします。記載の通り、保険事業勘定の歳出予算の合計、一番下の段になりますが合計は124億8141万4千円を計上し、前年度当初予算から5億1326万9千円の増となっています。この増の要因の主なものは2款 保険給付費の5億3634万円の増で、保険給付費は118億8315万7千円と保険事業勘定予算の95.2%を占めています。

事項別明細書に基づき歳出のほうから、主な項目のみ説明します。290ページをお願いします。1款 総務費、1項 総務管理費の1億41万9千円は介護保険業務に携わる職員の人件費等経常的な経費が主なものです。

292ページをお願いします。同款、3項 介護認定審査会費の1億7151万2千円は、年間9000件の介護認定審査を行うための費用を計上しております。内容といたしましては290ページの1目 介護認定審査会費の1節 介護認定審査会委員報酬1843万円と同じく291ページの2目 認定調査等費の7節 嘱託職員賃金3867万9千円並びに12節 役務費の主治医意見書等作成手数料3857万5千円などが主なものでございます。

次に293ページをお願いします。2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、1目 居宅介護サービス給付費43億5016万9千円から296ページの6項 その他諸費、1目 審査支払手数料951万5千円までの保険給付費118億8315万7千円は、先ほど総括で説明しましたとおり、前年度より5億3634万円の増加となっています。

296ページから297ページをお願いいたします。3款 地域支援事業費、1項 事業管

理費 1 億 1 1 8 7 万 8 千円は地域包括支援センター業務に携わる職員の人件費が主なものでございます。

2 9 7 ページから 2 9 8 ページをお願いいたします。同款、2 項 介護予防事業費の 6 0 5 2 万 3 千円は、1 目 一次予防事業費の地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金 2 4 9 0 万 3 千円、及び 2 目 二次予防事業費の健康づくりデイサービス業務手数料 1 7 6 1 万 4 千円が主なものです。

3 0 0 ページをお願いします。同じく 3 項 包括的支援事業・任意事業費の 1 億 4 3 6 0 万 5 千円は、2 9 8 ページの 1 目 総合相談事業費 1 3 節 委託料の在宅介護支援センター運営事業委託料 5 8 0 0 万 5 千円、及び 2 目 任意事業費 1 2 節 役務費の食の自立支援業務手数料 7 0 7 1 万 2 千円が主なものです。

歳出を終わりました。歳入の説明をいたします。2 8 4 ページをお願いします。1 款 保険料は、高齢者人口の伸びに準じて前年度より、6 6 7 3 万 6 千円の増としています。一番下段の 3 款、2 項 国庫補助金、1 目 調整交付金、1 節 現年度分調整交付金 8 億 8 2 9 1 万 8 千円につきましては、本市は低所得者の方が多く、また後期高齢者が多いため全国平均の 5 % より 2 . 4 3 % 多い、7 . 4 3 % の交付率で計上しております。

次に 2 8 5 ページをお願いします。4 款の支払基金交付金、5 款 県支出金及び次ページの 7 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 介護給付費繰入金は、それぞれ歳出の保険給付費に対する義務負担割合で計上しております。

2 8 7 ページをお願いいたします。7 款 繰入金、2 項 基金繰入金、1 目 介護給付費支払準備基金より、7 5 7 9 万 1 千円の繰入を計上し、給付費の財源調整を行っております。

引き続き、地域包括支援センター関連の「介護サービス事業勘定予算」について補足説明をします。

3 0 6 ページの都市入歳出予算事項別明細書、1 総括の歳出の表をお願いします。1 款 総務費、3 6 2 万 4 千円、2 款 事業費、1 億 1 2 9 8 万 3 千円、3 款 予備費 1 0 0 万円の計 1 億 1 7 6 0 万 7 千円は、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント事業に係る人件費、事務費、委託料等の予算を計上しています。

なお、3 0 7 ページの歳入は、1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 介護予防サービス計画費収入 1 億 8 9 3 万 5 千円、及び 2 款 繰入金、1 項、1 目 一般会計繰入金 8 3 4 万 1 千円が主なものとなっています。

以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第 1 0 号 平成 2 5 年度飯塚市介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 1 号 平成 2 5 年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第11号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の313ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を17億2781万7千円と定めるものでございます。後期高齢者医療特別会計予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入から説明をいたします。

317ページをお願いいたします。第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料12億5917万8千円につきましては、本市が徴収いたします保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99.0%、滞納繰越分39.7%を見込んでおります。第3款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第1目 事務費繰入金につきましては、市事務費分として3827万円、広域連合事務費分として県下全市町村で人口割・高齢者人口割それぞれ46.5%、均等割7%の割合で計算された額3323万6千円を計上いたしております。第2目 保険基盤安定繰入金3億9171万1千円につきましては、保険料を軽減した金額について、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算を説明いたします。319ページをお願いいたします。第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費につきましては、職員4人分の人件費並びに事務費を計上いたしております。第2項 徴収費につきましては、徴収事務に係わる通信運搬費等の経費を計上いたしております。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほど歳入で説明いたしました本市が徴収いたします保険料分、一般会計から繰り入れます広域連合事務費分、保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

317ページ、歳入の保険料の件なんですが、特別徴収の保険料が3400万円の減に対し普通徴収の保険料が7500万円近くの増になってるんです。すいませんが、この理由のみ教えていただけますか。

健康増進課長

特徴分と普徴分の額の変更分につきましては、昨年度、保険料の料率を見直した関係で、それまで特徴を引かれていた分が、金額が増加したために2分の1判定から落ちる、そういったもので普通徴収に落ちるとということが考えられます。その形で今回この分が減少し、片方の分が増額になったということになっております。

江口委員

その特別徴収から普通徴収にかかわることで、徴収率の見込みについては変動があるのでしょうか。

健康増進課長

基本的には後期高齢者の方は徴収率が非常に高くなっております。現実には特徴から普徴に落ちられても、その部分は基本的には自主的に納付される方が多いものですから、その部分についてはほとんど影響はないというふうに考えています。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第11号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

予算書の357ページをお願いします。「議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

本特別会計予算は「飯塚市特別養護老人ホーム筑穂桜の園」に関する予算で、第1条で歳入歳出の総額を1億5716万9千円と定めるものです。対前年比583万8千円の増の主な理由は介護報酬の改定によるものです。

事項別明細書に基づき、主な項目について説明をいたします。

361ページをお願いします。歳出から補足説明をいたします。1款 事業費、1項 施設介護サービス事業費、1目 施設介護サービス事業費、1億2915万4千円の主なものは、特別養護老人ホームの指定管理委託料であります。指定管理者は、飯塚市社会福祉協議会となっております。前年比465万8千円の増額の主な理由は、介護報酬の改定により介護職員処遇改善加算、2.5%相当分の指定管理料の増額によるものです。2款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金、495万8千円は基金積立金、預金利子及び運用収入の積立金であります。3款 公債費、1項 公債費、1目及び2目1507万4千円は、施設整備のため借り入れた、施設整備事業債の償還元金及び借入利子です。

362ページをお願いします。4款 諸支出金、2項 繰出金、1目 一般会計繰出金688万3千円は、施設整備のため借り入れた、過疎債の償還金です。過疎債は一般会計において取りまとめて償還されるため、一般会計へ繰り出しを行うものです。

次に歳入の主な項目についてのみ説明します。360ページをお願いします。1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 介護給付費収入、1億2千543万1千円は、施設介護及び短期入所生活介護サービスに対する介護報酬です。449万2千円の増の主なものは、介護報酬の改定により、介護職員処遇改善加算と地域加算による増です。1款 サービス収入、2項 自己負担金収入、1目 自己負担金収入3126万8千円は、施設介護及び短期入所生活介護サービスに対する入所者の自己負担金です。2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目及び2目は、特別養護老人ホーム運営基金の預金利子及び基金運用収入であります。

以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

桜の園は指定管理をお願いしているわけですが、これはいつまででしたか。

高齢者支援課長

平成26年度までであります。

江口委員

その26年度までの指定管理ということで、移譲の交渉が進行中ですね。その点について、お聞かせいただけますか。

高齢者支援課長

昨年も財政シミュレーション等の協議をしていく中で、移譲についての一定の合意を得ましたが、社協の方で県の監査等で、社協自身が固定資産、償却資産等を持っていることには疑義がある等、社協にとってこれ以上の償却資産を持つことに体力的に困難があるのではないかなどのお話になりまして、今この移譲という方向を貸与という方向で協議ができないかというふうな社協の方と今協議をしているところでございます。

江口委員

一定の合意というお話だったんだけど、どういう内容でしょうか。

高齢者支援課長

まず、特別養護老人ホームとしての移譲を受けること、要する経営権の移譲ですね、これについては向こうからご理解をいただいているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。

別冊の平成25年度飯塚市立病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第2条で収益的収入の第1款 病院事業収益を2億3467万9千円、収益的支出の第1款 病院事業費用を2億9376万円と定めております。第3条で資本的収入および資本的支出は、ともに28億8939万7千円と定めております。

2ページをお願いいたします。第4条で企業債の借入の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第5条で一時借入金の限度額を28億5150万円と定めております。第6条で一般会計からの受ける補助金の額を97万4千円といたしております。第7条で2000万円以上の重要な資産の取得について定めております。

3ページをお願いいたします。収益的収入および支出のうち収入、第1款 病院事業収益 第1項 医業収益につきましては、公立病院に対する国の財政支援で、交付税措置される金額を一般会計から繰り入れるもので、本年度は、単価の見直しにより、125万円の減の2億1474万1千円を計上いたしております。第2項 医業外収益につきましては、病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と病院事業債の償還利息および建て替えに伴う一時借入金利息分の地域医療振興協会からの負担分などで1993万8千円を計上いたしております。収益的支出のうち、第1款 病院事業費用 第1項 医業費用につきましては、先ほど医業収益で説明いたしました交付税措置分の一般会計交付金の全額を地域医療振興協会に交付する病院管理運営交付金2億1474万1千円と減価償却費3289万9千円、資産減耗費2618万2千円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。第2項 医業外費用につきましては、病院事業債の償還利息

及び建て替えに伴う一時借入金利息分など1972万2千円を計上いたしております。

次に、資本的収入および支出のうち収入、第1款 資本的収入 第1項 企業債につきましては、建て替えおよび医療機器購入に伴う企業債の借入金21億3860万円を、第2項 出資金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分と建て替えおよび医療機器購入に伴う合併特例債分の一般会計からの出資金7億2132万7千円を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。第3項 納付金につきましては、病院事業債元金償還等の地域医療振興協会の負担分でございます。資本的支出の第1款 資本的支出 第1項 建設改良事業費につきましては、12月議会で議決をいただきました継続費の工事管理委託および建て替え工事費の25年度分になります27億5150万円を計上いたしております。第2項 機械整備事業費1億円につきましては、医療機器の購入経費でございます。第3項 企業債償還金3789万7千円につきましては、病院事業債元金償還金でございます。

なお、6ページに資金計画、7ページに継続費に関する調書、8・9ページに平成25年度の予定貸借対照表、10ページに平成24年度の予定損益計算書、11・12ページに平成24年度の予定貸借対照表、13ページ以降に平成25年度予算明細書を掲載いたしておりますが、内容については省略させていただきます。

以上で、病院事業会計予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

まず、医師数に関してなんですが、医師不足に対してきちんとするように求めるべきだというお話を何度も何度もしております。それに関して、交付税相当額をお渡しすることについて、ある意味それを取引きの材料ではないんですが、きちんとかやらないとこれを減額するよっていうお話をすべきだというお話をしてくれておりますが、これについて、どのような交渉を行っているのか、お聞かせいただけますか。

健康増進課長

その部分を交渉の材料としてやっていることはございません。今28人の医師をやっと確保できる状態までなっておりますが、その部分についてもお互いに協力体制を構築しまして、ここまでやってきております。今後もその部分については、お互いにしっかりやっていくということしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

江口委員

現状はわかりましたが理解はできません。次に、さきの一般質問の中でも事業計画についてきちんと出させるべきだというお話ございました。私もそれは当然のことだと思っておりますが、25年度にあたり事業計画は出されていますでしょうか。

健康増進課長

昨日の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、現在、協会側にその事業計画の見直しということで、指示を出しております。ただ、今建て替え事業の途中でもございますし、将来的にどういったものにするということも含めまして、計画の見直しをお願いしているところでございます。少々お時間がかかるのではないかと思いますけれども、その分についてはしっかり対応していきたいというふうに考えております。

江口委員

次に、この建て替え事業に関しては、先方の方からきちんと支払いをしていただかなくてはならないわけですが、その支払い条件については、詰めの作業はどのようになっておりますでしょうか。

健康増進課長

今質問者のおっしゃっている分は以前に言われていた覚書の部分でということではなく…

江口委員

覚書の部分もあるんですが、その手前に例えば、40億6千万円なんだけれど、それが入札で38億円になったとしましょう。そういったときに、これをどのような形で支払っていくのか。毎年毎年どのような形でお支払いをいただくのか、等々の支払い条件の細部については、もう詰めができておりますでしょうか。

健康増進課長

最終的に入札で確定した額につきましては、借り入れをする形になります。それで毎年の償還額というのが決まってまいりますので、それは年次協定の方で、毎年明記した中で向こうから負担をしていただくという形になります。今までもそういった形でやってきております。

江口委員

ということは、やり方はいくつかあるんだと思うんです。もっと早期にね、飯塚市としては借金はこのぐらいの期間で借りるんだけれど、振興協会から返していただく分に関しては、もっと早くこのぐらいのペースでやっていただくとか、ないし交付税相当額をそのまま全額充てながら早期に償還をしていただくとかあるわけですが、それは考えずに返していく分の相当額を毎年毎年やっていく。これについては、どのような形でそういうふうな決定となったのかお聞かせいただけますか。

健康増進課長

基本的な借り入れはあくまでも飯塚市と金融機関との中で行います。それで償還表が作成されまして、その分の交付税をいただけるような形になりますので、交付税を除いた残りの分を毎年計算をいたしましてその分を協会からいただくという形になります。先ほど、黒字が出たらというようなイメージかなというに思っているんですけども、昨日の一般質問でもちょっとお答えをさせていただきましたが、黒字分については将来のいろいろな需要に対応するために、基金で積み立ててということでご説明をさせていただきました。そういった部分では、そういう対応で今後もやっていきたいというふうに考えております。

江口委員

今お聞きしたのは、そういった支払いの方法をやるというんだけど、それをどのような形で決めたのかという内部の意思決定の話なんです。先方さんとの協議について、市の内部としてはどういうふうな形でそういった形でやろうというふうな事を決めたのか。それともこれは当たり前のような感じで、こうやってやるんだよというふうな理解でそのまままきているのかどうか。

健康増進課長

まず、協定書の中に施設整備等をやった分については、交付税以外については協会の負担とするというふうに明記をされております。当然、金融機関と市との契約の中で借り入れをし、その償還分に対する交付税措置分というのは当然省いて、お支払い願う。だからその協定書の前提となる部分で、そういったことを明記しておりますので、その中で決められた分をそのまま実行するという形で、それで内部的に協議しているかということですが、協定書の中にその分が明記されておりますので、それで私どもは事務を行っているということですが、

江口委員

その協定書の部分を読み上げていただけますか。

健康増進課長

管理協定の第10条の第2項です。甲がその費用に充てるためにというのは、これは建て替えとかそういった整備に充てるために、病院事業債等を起こした場合その借入金に伴う元利償

還金は、当該年度で病院事業債等にかかわる元利償還金に対して算入される交付税を除き乙の負担とするというふうにしております。

江口委員

続きまして、担保そして保証人等についてでございますが、こちらの方の交渉についてはどうなっておりますでしょうか。

健康増進課長

担保、保証人につきましては、私どももいろいろと検討させていただきましたが、現実、協定書の中で先ほども読ませていただきましたが、そういう負担をすることを明記しておりますし、今回覚書の中で途中で事業をやめられる場合についての考え方もそこで覚書を結んでおります。それで飯塚市としましては、それに基づいてやればよいというふうな判断で保証人まで求める、担保をとるということは考えておりません。基本的には施設自体が飯塚市のものでございます。その一部ということで、交付税を除いて負担していただくものでございますので、その部分についても、私どもは先ほども言いました協定書の中で結んでおります契約に基づきまして、実行していただけるものというふうにご考えております。

江口委員

この確約書については、振興協会自体がきちんと回っていて、はじめて実際に有効になるものでありますし、それが有効になるにしてみてもそのときに振興協会自体のどう判断するかによって大きな分かれ目になる部分だと思っております。その点についてはさらに私としては交渉していただきたいと思っております。

続きまして、機器の購入の分です。据え置き型デジタル汎用エックス線透視診断装置一式を1億円の予算がついているわけですが、この点についてこれを導入することによってどういった効果があるのか。費用対効果について、どう判断されるのか。そこらについて、全く資料も出ていないわけです。その点については、資料は何か出せますか。

健康増進課長

まず、据え置き型のデジタル汎用エックス線透視装置でございますが、これが1億円ということではございません。一応2千万円以上の分としてこの部分がそれに該当しますのでだしております。全体といたしましては、今予定しているのは16品目ぐらいでございます。それで機器名称は出せるんですけども、金額的にはちょっと出すのは難しいのではないかと考えております。このデジタルの透視装置につきましては、今現実に使っている分の置き換えということになりますので、新たに新規で購入するというものではございません。

江口委員

16品目あるということなんですが、やはりそれだけ高価な買い物をするときには、費用対効果がきちんと回るかどうかというのを考えると思うんです。その点については、どのような検討がなされたのでしょうか。

健康増進課長

費用対効果という部分は非常に難しいと思います。ここの診断で当然その中の透視装置で、例えば胃がんなら胃がんということで、疑わしければ当然そういった検査をするような形になります。その部分については、最終的には医療行為で見た分については、診療報酬で回収して1件あたりいくらという単価では決まてきますけれども、その部分の費用対効果というのは、1件1件どのくらいの件数があるということに、それから判断しなくてはならないと思うので、非常に難しいんじゃないかと思っております。特に医療機器については、費用対効果で設置する、そういう考え方もあるでしょうけれども、なかなか難しいんじゃないかと思っております。

江口委員

すぐそばにある北棟ができたばかりの飯塚病院では、この診断装置等々医療機器の購入については非常に厳しい審査があるそうです。それを入れることによって、例えばどのぐらい時間

が短縮になるから、これだけまた医療収益が上がると、だから入れるんだとか、そういった分がきちんとあるんだというお話を聞いておりますが、そこら辺についてはないということによろしいですね。

健康増進課長

すいません。もう一度お願いします。

江口委員

すぐそばにある北棟ができたばかりの飯塚病院では、医療機器の購入に関しては、例えばその医療機器を入れることによって、今までのよりもどのぐらい検査の時間が早くなるであるとか、どれだけきちんと詳しくなるとか、そういったものを含めて、例えば今まで1時間で10人しかできなかったのが、1時間で20人できるようになると、そういうことによって保険点数がこれだけ上がると、だからこれを入れることは何年できちんと費用も取り戻せるんだという厳しい検討があるというふうなことを、飯塚病院の関係者の著書等で読んだことがございますが、今回の医療機器の購入等に関しては、そういった部分に関してなされたということを確認されてはいないということによろしいですか。

健康増進課長

そこまでして導入ということまでは聞いておりませんが、当然今ある部分の性能の高いやつを入れることで、より正確な診断ができるとか、例えばこういう機器を入れることによりまして、一次医療で疑わしかった紹介患者さんがその病院に紹介されてふえるとか、そういったことも十分考えられます。先ほど飯塚病院のことを言われましたけど、私もその発表会のほうに行っているいろいろ話を聞かさせていただきましたけども、それは基本部分としては当然その導入に関してはそういったところを含めてやるんでしょうけども、それは患者さんがどの程度来た中でということも含めて判断することになると思いますので、そこまで、単純にですよ、この検査するのに今まで30分かかったのが20分とかいうことであっても、ずっと患者さんがつながってその時間帯に集中するとかいうところまで把握しないと、そこらへんは難しいんじゃないかと思います。最終的にはうちのほうではそこまで計算した中で判断したかどうかというのは、確認はいたしておりません。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

江口委員

確認しましたように事業計画が、もう建て替えがすぐ迫っているにもかかわらず、事業計画が出されていない。そしてまた支払い、担保等々に関しても詰めがなされていないこと等々を含めて、私としてはこの予算については反対とさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

佐藤委員

前回、市立病院関連の議案では担当課長及び市の指定管理者選定の状況の把握をしていなかったり、指定管理者への対応に疑問を持って反対いたしました。私は最初から言っていますように、市立病院がいないとは思っておりません。その後の市の対応、先日の一般質問への答弁等で市の市立病院への対応、地域医療連携の考え方、事業計画の見直しの再提出など、一定の理解をして、今回は賛成いたします。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

児童育成課長

「議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の13ページをお願いします。この議案は、行財政改革に基づく組織の再編に伴い、所管部署名を「児童社会福祉部児童育成課」から「こども・健康部」に変更するため条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

お手元に配布しています議案資料の15ページをお願いいたします。子ども医療費の支給の拡充のため、飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、入院医療費の助成対象年齢を小学校第3学年修了前から小学校第6学年修了前までに拡大するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。議案資料の16ページをお願いいたします。第2条、第1項、第1号ウで新たに小学校第6年修了前までの者を加えております。

また、第4条、第1項で、第2条、第1項、第1号ウに掲げる子どもにあっては入院に係る医療費に限るといたしております。一部負担金といたしましては、義務教育就学前から小学校第3年修了前までの者の入院の場合と同様に、1日につき500円、1月につき3500円を限度として負担することとしております。なお、施行期日は、平成25年7月1日としております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の17ページをお願いします。本議案につきましては、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることから、関係する4条例を改正するため、一括して上程させていただくものです。また、障害者自立支援法が改正されるにあたり、障がい者に対する支援の内容も見直されることとなっております。具体的には、障がいの比較的軽度の方が利用するグループホームと障がいの程度がやや重い方が食事や入浴など日常生活の介助を受けるケアホームが一元化されることとなり、自立支援法第5条第10項に規定されているケアホームに関する規定の条項が削除されるため、生じた条項ずれを改めるものです。

なお、法律名の改正は平成25年4月1日から、グループホームとケアホームの一元化は平成26年4月1日からそれぞれ施行されることになっております。

詳細につきましては次ページ以降の新旧対照表で説明いたします。改正する条例は、飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例、飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の4条例です。

飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例では法律名称の改正を、残り3条例は、法律の名称とグループホーム・ケアホームの一元化に伴う条項ずれを改正するものです。

以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。本条例は、さきに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法等による介護保険法の改正に伴い、昨年12月に制定したのですが、暴力団排除にかかる規定を追加し、4月1日の施行前に改正を行うものです。

25ページの新旧対照表をご参照願います。改正内容としては、福岡県暴力団排除条例に基づき、第6条の2において、指定地域密着型サービス事業所の運営から同条第3項に掲げる暴力団関係者を排除し、第13条において、法人の欠格事由にかかる基準について規定し、暴力団関係者を排除する内容としています。

なお、本条例案の策定にあたりましては、飯塚市高齢社会対策推進協議会にお諮りしたうえ、市内の地域密着型サービス事業者へも文書にて周知し、意見を求めるなど慎重に審議、検討いたしております。また、本年1月16日から31日までの間、市民・事業者から広く意見募集を行いました。その結果、ご意見等の提出はございませんでしたので、原案通りの内容で提案させていただいております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:12

再開 11:25

委員長

委員会を再開いたします。

次に、「議案第35号 飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第35号の補足説明をいたします。議案書の27ページをお願いいたします。飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、新型インフルエンザの発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響を最小となるようにするために、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日付で公布され、同法第37条に

において、準用する第26条の規定に基づきまして、すべての市町村において対策本部に関し、必要な事項は条例で定めることになったために本条例を制定するものでございます。飯塚市は平成21年に新型インフルエンザが発生したときに本部規定というものを設けております。それにかわる条例化ということでございまして、この条例制定後にはその規定は廃止という形になります。内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条で組織を第3条で会議の招集に関すること等を規定いたしております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第35号 飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の38ページをお願いいたします。平成24年4月より標榜科目に胸部外科を設けておりましたが、提供する医療の更なる充実を図るため、胸部外科を細分化し、呼吸器外科および乳腺外科を設けるものでございます。

39ページの新旧対照表をお願いいたします。第3条、第2項、第14号を呼吸器外科に改め、第15号で乳腺外科を設けるものでございます。この結果、飯塚市立病院の診療科は、1増えまして15となります。市立病院では、胸部疾患センターを設けて、内科系外科系を問わず、医師が協力できる体制を作ることといたしております。そのため、医学会ごとに教育認定施設の認定を受け、大学医局から医師の派遣が確保しやすくするために今回標榜科目を医学会に合わせて細分化するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市子育て支援センターの委託先の決定について」報告を求めます。

保育課長

飯塚市子育て支援センターに係る委託先の決定についてご説明いたします。

今回の委託先の募集要項・選考基準・選考につきましては、飯塚市公立保育・幼稚園あり方検討委員会に諮問をお願いし、平成25年1月10日から2月12日まで民間委託に伴う団体等の募集を行いました。応募の結果は、届出保育施設2園、子育て支援団体2団体、合計4団体からの1センターあたり1団体の申込みがありました。資料1ページから2ページをお願いします。

1の選考結果について、平成25年2月28日に飯塚市公立保育・幼稚園あり方検討委員会から委託先の候補者について飯塚子育て支援センターについては、飯塚市新飯塚17-13、届出保育施設 北星託児所、代表者 奥 孝子氏、筑穂子育て支援センターについては、飯塚市弁分556-19、届出保育施設 あすかほいくえん、代表者 山辺 浩之氏、庄内子育て支援センターについては、飯塚市上三緒177-6 子育て支援団体 筑豊子育てネットワーク「かてて」、代表者 渡邊 福氏、潁田子育て支援センターについては、飯塚市勢田1129-1、子育て支援団体 かいた子育てサポートジャム、代表者 浅田 なおみ氏が適当であるとの答申が出されました。

資料の2ページをお願いします。委託候補者の選定にあたっては、応募団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「飯塚市子育て支援センター委託先団体選定評価基準」に基づき、審査項目20項目250点満点で採点が行われ選定の結果、選定評価点は、届出保育施設 北星託児所189点、届出保育施設 あすかほいくえん191点、子育て支援団体 筑豊子育てネットワーク「かてて」189点、子育て支援団体 かいた子育てサポートジャム199点で、いづれも配点合計250点の7割175点を超えていることから応募 団体は採択とされております。

審査項目の詳細につきましては、6ページの結果表をご参照ください。内容の説明は、省略させていただきます。

また、選定協議の中で、各委員から委託先候補者となる4団体に対し2つの付帯意見が出されております。

資料3ページをお願いします。事業運営にあたっては、飯塚市(保育課)と十分な協議を行い、相互理解に努めること。「飯塚市子育て支援センター事業運営委託業務内容」を把握し、契約仕様書に基づき、当該支援センターの運営にあたること、以上2つが付帯意見でございます。

選考の経過等については、募集要項の決定及び委託先団体の決定に至るまでの経過について、5回の会議を開催し、「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会規則」に基づき審議されております。内容につきましては、3ページから4ページのとおりでございます。内容説明は、省略させていただきます。

以上の答申を踏まえ市として飯塚市子育て支援センターに係る委託先については飯塚子育て支援センターについては、届出保育施設 北星託児所、筑穂子育て支援センターについては、届出保育施設 あすかほいくえん、庄内子育て支援センターについては、子育て支援団体 筑豊子育てネットワーク「かてて」、潁田子育て支援センターについては、子育て支援団体 かいた子育てサポートジャムに決定しました。

今後のスケジュールについては、平成25年4月1日からの委託に向け、利用者の不安をまねかないように委託先団体・市の両者による十分な協議を行い、スムーズな引継ぎができるようにすすめてまいります。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

佐藤委員

お伺いいたします。この応募された方の中に検討委員会のメンバーの方が入っております。私、この方はよく会合とかで会っていて知っているんですけども、飯塚の中でも子育てに関してはすごく精通してある方で、だから委員に入ったと思うんですが、この方が抜かれて僕はするべきだったろうと思います。見て変に市民に誤解を与えるようなことはしてほしくないと思っておりますので、申し込みがあった時点でこの方を検討委員から外して、違う方を私は入れるべきだったと思いますけれども、その点のお考えをお示してください。

保育課長

ご指摘の渡邊氏につきましては、飯塚市の附属機関であります審議会ということで、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会のメンバーということでございます。任期的には2年間の任期の中で委員を務められております。今回、募集要項の最初の会議の中で支援センターの現状、それから支援センターの募集要綱、そういう部分については関わりを持っていただきました。その後、細かい審査基準に入る段階で本人から申し込みをしたいとの申し出がありましたので、その時点で除外をさせたという経過があります。しかしながら今、委員がご指摘をされていますように他の委員についてもその可能性というのはないこともございませんので、ただ市の審議会ということでございますが今後、そういう課題もあるということで、考えていきたいというふうには思っております。

佐藤委員

この委員のメンバーを見ると経営的な部分では、この方たちは精通してあろうと。渡邊さんが抜けることによって子育ての部分の検討がきちんとできたのかなという不安もありますので、ぜひこういうことがないよう、次からは検討してください。お願いいたします。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「権限移譲に係る社会福祉法人の事務について」報告を求めます。

介護保険課長

権限移譲に係る社会福祉法人の設立申請認可等・指導監査業務の実施について、報告いたします。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権に係る第2次一括法の規定に基づき、社会福祉法人の事務が県から市へ権限移譲されることとなり、移譲事務を本年4月1日から実施することとなりますので、その概要を報告します。関係する課が児童社会福祉部及び保健福祉部の4課にまたがりまことから、各課を代表して介護保険課からまとめて報告させていただきます。

移譲されます事務は、主たる事務所が市内にあり、その行う事業が市の区域を超えない社会福祉法人に係る、定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関するもので、配布資料の別紙1のとおり、社会福祉法、租税特別措置法に係る事務及びこれに関連する事務とされています。対象となる法人数は、本年1月15日現在34法人を予定しており、これら法人につい

て、施設・事業種別ごとに社会・障がい者福祉課、介護保険課、高齢者支援課、保育課の4課が所管します。なお、複数の事業を行っている社会福祉法人については、建制順により所管します。

今後のスケジュールとしては、3月15日に県から移管される文書等の引き継ぎを予定しており、これと並行して飯塚市社会福祉法施行細則の改正等関連規定の整備のほか、移譲される事務の円滑な執行に向け、準備を進めてまいる予定です。

以上簡単ですが、権限移譲に係る社会福祉法人の設立申請認可等・指導監査業務の実施について、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市民後見人養成事業について」報告を求めます。

高齢者支援課長

本市が市民後見推進事業として実施しました、市民後見人養成事業が2月28日に終了し、本養成講座の受講者37名の方全員に修了証を渡すことができました。また資料で配布させていただいておりますが、市民後見推進事業の市民講座として、講談で学ぶ成年後見制度を3月15日、金曜日にイイヅカコミュニティセンターで開催をいたします。講談師の神田織音さんは、講談を通して認知症は正しい知識と適切な対応が不可欠として、認知症に対する意識啓発に取り組んでおられます。今後、成年後見制度の周知と市民後見人養成講座を終了された方たちの支援体制の構築に取り組んでまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

委員長

正副委員長を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日が、この委員構成での最後の厚生委員会になります。進行上多々、いたらない点もあったかと存じておりますが、委員の皆さまそして執行部の皆さまのご支援とご理解のもと、この荷を全うすることができました。心より厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。